

## ○岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

平成7年3月29日

警察本部訓令第9号

〔沿革〕 平成10年3月警察本部訓令第4号、14年6月第20号、16年3月第6号、17年3月第7号、18年3月第5号、23年9月第11号、29年12月第14号、30年3月第6号、令和5年8月第13号、6年3月第10号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

岩手県警察機動捜査隊の運営に関する訓令（昭和48年岩手県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、岩手県警察機動捜査隊（以下「機動捜査隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 機動捜査隊の任務は、次のとおりとする。

- 犯罪多発地域における遊撃的捜査
- 緊急事件発生時の初動捜査及び応急の現場鑑識
- その他特命事件の捜査

（勤務種別）

第3条 機動捜査隊員（以下「隊員」という。）の勤務種別は、次のとおりとする。

- 普通勤務 遊撃的捜査、緊急出動等の勤務
- 特別勤務 特命事件の捜査、応援派遣及びその他刑事企画課長が特に命じた勤務

（勤務制）

第4条 機動捜査隊の勤務制は、次のとおりとする。

- 通常勤務 機動捜査隊長及び刑事企画課長が指定する隊員
- 交替制勤務 前号以外の隊員

2 刑事企画課長は、必要により前項の勤務制によらない勤務を命ずることができる。

（勤務計画）

第5条 刑事企画課長は、犯罪発生状況、犯罪発生予測、諸行事等を考慮して、翌月の勤務計画を機動捜査隊勤務計画表（様式第1号）により策定するものとする。

（緊急出動）

第6条 隊員は、勤務中緊急事件の発生を認知したときは、直ちに出動し、刑事企画課長及び関係警察署長の指揮の下に、関係警察署員と密接な連携をとり、所要の初動捜査活動に従事しなければならない。

ただし、特別勤務に従事しているときは、この限りでない。

（応援派遣）

第7条 所属長は、機動捜査隊の応援派遣を必要とするときは、機動捜査隊応援派遣要請書（様式第2号）

により、刑事企画課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に要請しなければならない。

2 応援派遣の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 捜査本部設置事件及びこれに準ずる事件
- 社会的反響が大きい事件
- その他本部長が必要と認める事件

3 応援派遣の期間は、10日以内とする。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、刑事企画課長が本部長の承認を得てその期間を延長することができる。

(応援派遣時の捜査指揮)

第8条 応援派遣を要請した所属長は、派遣された隊員を指揮するものとする。ただし、捜査本部を設置した事件については、当該捜査本部長が指揮するものとする。

(事件の引継ぎ)

第9条 隊員は、犯人を検挙し、又は捜査資料を収集したときは、刑事企画課長の指揮を受け、関係書類とともに関係警察署長に引き継ぐものとする。

(相互協力)

第10条 刑事企画課長は、所属長と緊密な連携を保持し、機動捜査隊の機能が最高度に発揮されるように努めなければならない。

2 所属長は、機動捜査隊の活動に必要な資料の提供、情報の交換等に積極的に協力し、捜査運営が効率的に推進されるよう努めなければならない。

3 隊員は、関係所属職員と緊密に連携しなければならない。

(装備機材等)

第11条 機動捜査隊には、別に定める車両及び装備機材を備えるものとする。

2 刑事企画課長は、車両及び装備機材を常時点検し、その機能が十分発揮できるように整備しておかななければならない。

(教養訓練)

第12条 刑事企画課長は、毎月1回以上隊員に対し、捜査知識、技術等について実践的な指導教養及び訓練を実施し、捜査能力の向上を図らなければならない。

(報告)

第13条 刑事企画課長は、毎月の機動捜査活動状況を機動捜査隊活動実績報告書(様式第3号)により、本部長に報告するものとする。

2 隊員は、事件を検挙したときは、速やかに事件検挙(取扱)報告(様式第4号)により刑事企画課長に報告しなければならない。

(活動記録)

第14条 機動捜査隊に勤務日誌(様式第5号)を備え付け、必要事項を記録するものとする。

(補則)

第15条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月23日警察本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成10年3月25日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成14年6月21日警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月4日警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年3月24日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日警察本部訓令第7号抄)

1 この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月6日警察本部訓令第5号抄)

1 この訓令は、平成18年3月6日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。

附 則 (平成29年12月26日警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成29年12月26日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日警察本部訓令第6号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。  
附 則 (令和5年8月29日警察本部訓令第13号)  
この訓令は、令和5年8月29日から施行する。  
附 則 (令和6年3月28日警察本部訓令第10号)  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



様式第2号 (第7条関係)

	年	第	月	日
保存				
廃棄				

岩手県警察本部長 殿

所属長

機動捜査隊応援派遣要請書

下記事項につき機動捜査隊員の応援派遣を要請する。

事件の概要	
派遣人員	名
派遣期間	自 年 月 日 (曜日) ~ 至 年 月 日 (曜日)
派遣理由	
捜査用装備 資 機 材	
備 考	

(A4)

機動捜査隊活動実績報告書

( 年 月分)

項目 罪種別	時間別出勤状況					捜査種別検挙状況					態様別検挙状況																						
	朝 5 ～ 8	午 前 8 ～ 12	午 後 12 ～ 16	中 夜 16 ～ 22	深 夜 22 ～ 5	機 動 警 ら 計	よ う 早 夜 査 査 計	追 跡 調 査 計	そ の 他 計	現 行 犯 追 捕 計	緊 急 追 捕 計	通 常 追 捕 計	身 柄 不 均 束 計	計																			
	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名																			
殺人																																	
強盗																																	
放火																																	
不同意性交等																																	
暴行																																	
傷害・傷害致死																																	
脅迫																																	
恐喝																																	
窃盗																																	
詐欺																																	
賭博																																	
不同意わいせつ																																	
住居侵入																																	
逮捕監禁																																	
略取誘拐																																	
失火・震害事件																																	
器物損壊																																	
その他の刑法罪																																	
ひき逃げあて逃げ																																	
道路交通法違反																																	
特別法規																																	
条例違反																																	
小計																																	
虚偽通報等						件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名	件名																			
合計																																	
<table border="1"> <tr> <th colspan="5">人命・死傷被害状況</th> </tr> <tr> <th>回数</th> <th>延日数</th> <th>延人数</th> <th>延車両台数</th> <th>検挙数</th> </tr> <tr> <td>回</td> <td>日</td> <td>人</td> <td>台</td> <td>件</td> </tr> </table>					人命・死傷被害状況					回数	延日数	延人数	延車両台数	検挙数	回	日	人	台	件	<table border="1"> <tr> <th rowspan="3">車両 運行 状況</th> <th colspan="2">走行車両台数</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <td>走行</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>総走行キロ</td> <td>キロ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台当たりの走行 キロ</td> <td>キロ</td> <td></td> </tr> </table>	車両 運行 状況	走行車両台数		備考	走行	台	総走行キロ	キロ		1台当たりの走行 キロ	キロ		<p>※ 検挙件数は余罪を含まない。 ※ 共同検挙は( )番で内数として計上する。</p>
人命・死傷被害状況																																	
回数	延日数	延人数	延車両台数	検挙数																													
回	日	人	台	件																													
車両 運行 状況	走行車両台数		備考																														
	走行	台																															
	総走行キロ	キロ																															
	1台当たりの走行 キロ	キロ																															

様式第4号(第13条関係)

(表)

本部長	刑事部長	参事官	隊長	副隊長	係長

事件検挙(取扱)報告

年 月 日

逮捕の種類別	現行犯逮捕		緊急逮捕		通常逮捕		不向束	
	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名	階級	氏名
検挙者								
事件名								
検挙日時	午前・午後	年	月	日	時	分	引継先	警察署
検挙場所								
被疑者	本籍	住居		職業	氏名	年	月	日生(歳)
	前歴							外名
被害者	住居	職業		氏名	年	月	日生(歳)	
事実の要旨	----- ----- ----- ----- ----- -----							

(裏)

検至経 挙っ にた緯													
今見 後通 のし													
勤務 別引 継	通緊 常出	応授 資料	特命 資料	端緒 別	現職 認質	一〇急 訴	よ う	的 撃	取 割	聞 調	聞 込	そ の 他	自協 主力
	証 有	拠 無	資 料	参 考 人	住居 氏名							( 歳)	

(表)  
勤務日誌

年 月 日 曜日 天候								
勤務員	管理	区分	階級	氏名	区分	階級	氏名	
	直轄第 1班							
	直轄第 2班							
	直轄第 3班							
	指示事項							
	主たる訪問者							
	出張・応援出動隊 員及び応援先	隊員		出張・応援先		隊員		出張・応援先
	休暇・私事旅行者							

(裏)

日中の主要行事		
当番中の取扱事項		
引継事項・指示事項		
招集・夜間捜査等による出隊隊員		
備考		